

平成14年3月19日

金 融 庁 長 官
森 昭 治 殿

せ い か 信 用 組 合

金融整理管財人 神 方 邦 一



金融整理管財人 林 保 彦



預金保険法80条に基づく報告書(補遺)の提出について

預金保険法第80条の規定に基づき、別紙のとおり「報告書(補遺)」を提出いたします。

I 序

せいか信用組合は、平成13年6月8日、預金保険法74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって、債務を完済することができない」旨の申し出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成13年10月31日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行ったせいか信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1、はじめに

金融整理管財人は、せいか信用組合の旧経営陣、すなわち理事及び監事またはこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職責のひとつとされていることから、就任後、金融整理管財人2名、及び外部弁護士3名（整理回収機構関与者責任追及弁護団所属）で構成する責任解明委員会を設置し、情報の収集・調査・検討を行って参りましたので、今日までの状況について報告いたします。

第2 刑事責任追及について

旧経営陣の刑事上の責任については、その業務の性質から、背任及び業務上横領に該当する事案の有無について検討いたしました。その結果、現時点までには、業務上横領に該当すると認められる事案を発見するに至りませんでした。また、背任については、特定の支店において、当時の理事であった支店長が、取引先に対する融資を実質的に可能とするた

めに、取引先従業員の名義を借用して融資を実行し、その後実質債務者が倒産したため同融資金が回収不能となった事案(「名義貸しの案件」)があり、背任性が疑われるものとして検討いたしました。しかし、行為時が平成4年から8年ころまでであり、公訴時効期間が経過していることなどから、刑事事件として責任追及を行うことは困難であり、その他に背任等の責任追及が可能と思われる事案について、現時点まで発見するに至っておりません。

第3 民事責任の追求について

1、調査方針

せいか信用組合における、民事上の責任追求の対象として、まず、既発生 of 不良債権について、債務者のグループ関連企業を合わせて5000万円以上の債務残額のある先を調査対象としました。調査方法は融資における各種帳票類、融資審査会の記録に基づき、担保の状況、融資先の状況、融資経緯、回収の状況等を総合的に検討するとともに、必要な場合には融資担当者、及び融資先等からも事情を聴取するなどの調査を行い、その結果に基づき、当該融資について、その判断が合理性を欠き、経営者としての裁量の範囲を逸脱している可能性のあるものを抽出しました。また、上述の特定の支店における支店長の「名義貸しの案件」についても、当該支店長が理事でもあったため、責任解明委員会としても調査対象としました。

2、調査結果及び検討

①せいか信用組合の融資の基本姿勢

当組合は比較的規模の小さい業域信用組合であり、また事業の基盤が原則として青果市場に限定されたため、取引先との人的な繋がりとは他の金融機関よりも強く、融資の基本的な姿勢についても通常の金融機関に比べ、人的な信頼関係や共助の姿勢が強く窺われます。

このため、十分な担保がなくとも、市場において活動実績のある青果業者であれば融資を実行する、また融資先の業況が悪化した場合にも救済融資・追い貸し、若しくは条件変更・期日延長等による救済をするなどの傾向が見られ、さらには担保の実行による強制回収についても融資先に対する配慮から担保処分についての時機を失して不動産の価値の下落により

損失を拡大させています。

共助の理念に基づき信頼を重視する融資姿勢は、せいか業者の要請に基づき設立された当組合の性質に照らせば、直ちに不適切であるとまではいえませんが、融資に際し、保全不足に対する手当てとして行うべき債務者の返済能力や営業の将来性についての審査が不十分だと思われる案件や、担保の評価に関して、当初融資の際の根抵当権の評価のまま担保価値の下落を勘案せずに追加融資をしている案件などが見受けられ、融資の審査一般に金融機関として求められる慎重さや客観性に欠ける傾向がありました。

②審査体制

せいか信用組合の融資審査は、融資審査会と常勤理事会とによって構成されていました。融資審査会においては、融資部長や検査室長も加わり個別融資について検討されていますが、概して融資先に関する資料は少なく、また検査室長から慎重意見が付された案件であっても最終的には融資が実行されるなど、現場の営業ベースでの判断が優先されている傾向が見られました。これは組合が業域信用組合であることから取引先である組合員と繋がり深い営業店の発言権が強かったことが主な理由と考えられます。また融資に関する常勤理事会については、理事長が不動産業界出身のため融資についての実務経験が乏しいことや、5名ないし6名の常勤理事の内2名の支店長兼任理事が支店業務のため実質的には審査に参加していないことがあるなど審査体制は必ずしも十分とは言えないものでした。なお、これら審査会・常勤理事会では議事録も作成されておりません。

③ 個別の融資案件について

(1)個別融資案件について

- i 個別融資案件については上述のように5000万円以上延滞している融資先を抽出して検討を行い、そのなかからさらに、融資手続きに問題が認められるもので、旧経営陣の責任を問う余地のあるものを抽出いたしました。これらの融資先に対する貸出し債権残額は総計約34億円であり、担保価値の著しい下落からこの大半が回収不能となると考えられます。
- ii 上記の融資の問題点は、大別すれば、保全不足と融資先に対する審査不足であり、青果業者に対するものとそれ以外の業者に対するものに分かれます。青果業者に対する融資は保全不足のなかでの救済融資的な色彩が強く、また青果業者以外に対する融資については、不動産開発事業に対する融資などで事業に関する審査が不十分なものが見受けら

れました。

- iii これら調査で明らかになった個別融資における個々の問題点について、旧経営陣の各理事がどのように係わっていたのか更に明確にし個別の民事上の責任を追及する必要があります。しかし、個別融資上の問題点についてそれぞれの理事の責任範囲を確定するまでにはいたっておらず、今後、さらに調査・検討が必要であり、現時点で損害賠償請求等具体的な責任追及に踏み切るには至っておりません。

(2)「名義貸しの案件」について

特定の支店において、平成4年ころから平成8年ころまでの間に、当時理事であった支店長が関与して実質借主以外の者の約60名の名義を借用して融資を実行した案件がありました。これらの融資については、最終的に実質借主が倒産ないし支払不能となったことにより1億円を超える未回収債権が発生しました。

当該支店長は、これら融資のうちの一部については、借入人名義を冒用した融資であり、せいか信用組合に47百万円の損害を生じさせたことを認めた合意書を同組合との間で平成10年4月13日付で取り交わしております。この合意書に基づく賠償義務は大半は未履行であり、合意書上確認された賠償額については当然に法的請求が可能であり、また合意書上賠償責任が確認されていないその余の「名義貸しの案件」においても、回収は困難な状況にあり、この結果発生する回収不能分も、上記合意書で確認された損害とあわせて賠償請求が可能であると思量します。

しかし、上記の損害賠償請求をなすには、なお個別名義人に対する融資の回収不能分を確定する必要がありますが、現時点ではまだ確定するには至っておりません。

3、旧経営陣に対する民事上の損害賠償請求について

上記のとおり、旧経営陣による当組合の融資については、調査の結果、中小企業等協同組合法に定める理事の善管注意義務に違反し、損害賠償請求の根拠となりうるものが見出されました。しかし、各案件について具体的な損賠賠償請求の可否を確定するには、個別融資審査の過程でなされた各理事の作為・不作為の内容や損害との因果関係について更に調査・検討を要するため、現時点では提訴等を行うに至っておりません。

せいか信用組合は平成14年3月25日に事業譲渡を予定しておりますが、それまでにこれらの案件について法的責任の有無を確定して法的手続きをとることは困難であり、また今後、整理回収機構の調査等により、新たな事実が判明する可能性もあります。そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、当管財人らが行った調査資料を整理回収機構に引き継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求債権を同社に譲渡いたします。

以上